入　札　説　明　書

この入札説明書は、伯耆町財務規則（平成１７年伯耆町規則第４３号。以下「財務規則」という。）、及び本件公告に定めるもののほか、本件業務に係る入札等に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

第１　入札条件

（１）入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

（２）入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額はこれを改めることができない。

（３）契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）委任状及び入札者のあて名は「伯耆町長　小澤　敦彦」とする。

（５）次に掲げる入札は無効とする。

ア　本件公告に示した競争入札参加資格のない者の入札

イ　入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札

ウ　他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは２人以上の入札者の代理をした者の入札

エ　委任状を持参しない代理人のした入札

オ　記名押印のない入札

カ　金額数字の不鮮明な入札

（６）入札執行の完了に至るまでは、次の手続きによりいつでも入札を辞退することができる。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。

（７）開札後、落札者がない場合には、再度入札できるものとし、その回数は２回までとする。ただし、３回目までの全ての入札において落札者がないときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法施行令」という。）第１６７条の２第１項第８号又は第９号の規定に基づき随意契約により契約を締結することができるものとする。

第２　その他必要な事項

（１）落札者となるべき同価の入札を行った者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退することは出来ないものとする。

（２）入札終了後、落札者は、課税事業者または免税事業者である旨の届出書を提出すること。

（３）代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（４）開札前に天災地変等のやむを得ない事情が生じたとき、又は入札に際し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（５）自治法施行令第１６７条の４第２項の各号の一に該当すると認められる者は入札資格を取り消し、その後２年間競争入札に加わらせないことがある。なお、入札資格を取り消し、又は競争入札に加わらせないこととした者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

（６）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。